**(別記44)　雇用に関する協定書（参考例）**

雇用に関する協定書

○○市（以下甲という。）と、△△会社（以下乙という。）とは、乙の甲への◇◇◇出店計画（以下「本計画」という。）に伴う従業員の雇用について、次のとおり協定する。

　（信義誠実の義務）

第１条　甲、乙は信義を重んじ、誠実にこの協定に定める条項を履行するものとする。

　（建設する施設）

第２条　乙の建設する次の施設は、農業従事者（農業従事者の世帯員を含む。以下同じ）

の安定的な就業機会の確保に資するものとする。

施設の種類：

施設の建設場所：

（農業従事者の雇用の確実性）

第３条　乙は従業員について、別紙雇用計画書のとおり農業従事者を採用し、農業従事者の就業機会を確保するものとする。

（雇用実績の報告等）

第４条　乙は、第２条に掲げる施設における雇用実績を、当該施設の供用開始後、甲に報告するものとする。

２　乙は、農地転用許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況報告を、また、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書を、甲に農業委員会と併せて提出するものとする。

（必要な措置等）

第５条　甲は、当該施設において雇用された者に占める農業従事者の割合が３割を満たない場合には、雇用計画の達成に向けて乙と調整を図るなど、必要な措置を講ずるものとする。

２　乙は、甲が前項の措置を講じた場合には、その後、毎年、前条第１項の報告※をするものとする。

　（その他）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、農地法等の趣旨に基づき、甲・乙両者協議の上、円滑な解決を図るものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲

　　　　　　　乙

※当該施設における雇用実績の報告を求める期間については、毎年とされていること。

（「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官通知）第６－１－（１）－②－イ参照）

雇　用　計　画　書

（転用事業者）

住所等

事業者名

１　転用事業に係る雇用計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　種　等 |  | | |
| 雇用者総数 | うち、新たな地元雇用者数 | |
|  | うち、農業従事者数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  | （雇用割合　　　％） |

２　農業従事者の割合が３割未満となった場合にその割合を３割以上に増やすために

講ずべき措置※等

※「講ずべき措置」の具体例としては、

・被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること

・近隣自治体に範囲を広げて再度募集すること

等が想定される。

（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）

第２－１－（１）－イ－(イ)－c－（ｃ）参照）